

「興行場を経営される皆様」へ

業として興行場を経営しようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。

(興行場法第2条第1項)

< 審査基準 >

興行場の許可を受けるには、設置の場所又はその構造設備が寝屋川市の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合することが必要です。

◇設置場所の基準（寝屋川市興行場法施行条例第3条）

興行場の設置の場所の基準は、排水を容易に行うことができる場所であることとする。ただし、興行場の床面が不浸透性材料（石、コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。）で覆われる等防湿上有効な措置が講じられている場合は、この限りでない。

◇構造設備の基準

1) 全般の構造設備の基準（寝屋川市興行場法施行条例第4条）

- ・ 食堂、売店又は食品の自動販売機その他これに類する機械は、便所その他不潔な場所に近接して設置されていないこと。
- ・ 施設内は原則禁煙とし、喫煙所を設ける場合は、施設の出入口から極力離して設けること及びたばこの煙が喫煙所以外に流出しない構造設備を有すること。

2) 観覧場の構造設備の基準（寝屋川市興行場法施行条例第5条）

- ・ 入場者が容易に移動し、着席し、及び出入りすることができるものであること。
- ・ 清掃及び消毒が容易にできるものであること。
- ・ 十分な広さ及び高さを有すること。
- ・ 適当な数及び広さの出入口及び観覧席を備えていること。

3) 観覧場の機械換気設備の基準（寝屋川市興行場法施行条例第6条）

- ・ 観覧場の機械換気設備の基準は、次の表の左欄に掲げる観覧場の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める機械換気設備が設けられていることとする。

区 分		機 械 換 気 設 備
観覧席が地階にあるもの		第1種換気設備（給気用送風機及び排気用送風機を有する機械換気設備をいう。以下同じ。）
	床面積の合計が400平方メートルを超えるもの	
観覧席が地階にないもの	床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以下のもの	第1種換気設備又は第2種換気設備（給気用送風機及び自然排気口を有する機械換気設備をいう。以下同じ。）
	床面積の合計が150平方メートル以下のもの	第1種換気設備、第2種換気設備又は第3種換気設備（自然給気口及び排気用送風機を有する機械換気設備をいう。）

- ・前項の機械換気設備は、観覧場の空気環境について、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、同表の右欄に定める数値以下とすることができる性能を有するものでなければならない。

事 項	数 値
炭酸ガスの含有率	1 0 0 万分の 1 5 0 0
一酸化炭素の含有量	1 0 0 万分の 1 0
浮遊粉じんの量	空気 1 立方メートルにつき 0. 2 ミリグラム
気流の速度	毎秒 0. 7 5 メートル

- ・送風機、風道の要所、給気口、排気口その他機械換気設備の重要な部分は、保守点検及び整備を容易に行うことができる構造でなければならない。
- 4) 照明設備の基準（寝屋川市興行場法施行条例第 7 条）
- ・興行場の照明設備の基準は、床面から 8 5 センチメートルの高さの全ての所で照度 1 0 0 ルクス以上を保ち得る照明設備が設けられていることとする。
- 5) 便所の構造設備の基準（寝屋川市興行場法施行条例第 8 条）
- ・便所の設置場所は、場内であること。
 - ・男用及び女用に区別されていること。
 - ・便所の出入口は、観覧場に面しない構造であること。
 - ・換気設備及び流水式手洗い設備が設けられていること。
 - ・各階の便所の便器の数の合計は、次の表の左欄に掲げる観覧場の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上であること。

区 分	便 器 の 数
3 0 0 平方メートル以下	1 5 平方メートルごとに 1 個
3 0 0 平方メートルを超え 6 0 0 平方メートル以下	2 0 個に 3 0 0 平方メートルを超える床面積 2 0 平方メートルごとに 1 個を加えた数
6 0 0 平方メートルを超え 9 0 0 平方メートル以下	3 5 個に 6 0 0 平方メートルを超える床面積 3 0 平方メートルごとに 1 個を加えた数
9 0 0 平方メートルを超える 場合	4 5 個に 9 0 0 平方メートルを超える床面積 6 0 平方メートルごとに 1 個を加えた数

- ・前記に掲げるもののほか、規則で定めるもの（寝屋川市興行場法施行細則第 5 条）
 - ①床面及び内壁の床面から少なくとも 1 メートルの高さまでの部分は、不浸透性材料を用いること。
 - ②女用便所及び男用大便所は、便器ごとに、縦 1 2 0 センチメートル以上、横 9 0 センチメートル以上の広さを有する個室に区画すること。
 - ③男用小便器を隣接して設ける場合にあっては、その間隔は、6 0 センチメートル以上とし、それぞれを区画すること。

◇基準の緩和等（寝屋川市興行場法施行条例第 1 1 条）

市長は、野外、仮設、特設又は臨時の興行場については、第 3 条から第 1 0 条までの基準によることができない場合であって衛生上支障がないと認めるとき、及びこれらの基準による必要がないと認める場合は、これらの基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

<許可申請の手続き>

興行場の営業許可を受けようとする方は、事前に、寝屋川市保健所にご相談してください。